

# 東京慈恵会医科大学萌芽的共同研究推進費規程

制定 平成 25 年 9 月 1 日

改定 平成 30 年 4 月 1 日

## (目 的)

第 1 条 東京慈恵会医科大学萌芽的共同研究推進費は、臨床医学講座に所属する教員と基礎医学講座もしくは総合医科学研究センターに所属する教員が臨床医学における新たな研究の展開と技術開発に関する研究シーズを共同で探索するための研究費であり、次年度に科研費等の外部競争的研究資金を獲得することを目的とする。

## (対 象)

第 2 条 研究代表者・分担者は本学教員とする。

## (研究組織)

第 3 条 研究代表者と分担者からなる研究組織には、臨床医学講座に所属する教員と基礎医学講座もしくは総合医科学研究センターに所属する教員の両方が含まれていなければならない。

## (義 務)

第 4 条 生命倫理・安全対策に対する取組みが必要とされる研究では関連する法令・指針を遵守する。

## (許 可)

第 5 条 申請するにあたって、研究代表者は所属長の許可を得ていなければならない。

## (申 請)

第 6 条 申請は年 1 回とし、研究代表者として申請できるのは 1 件とする。研究費は 1 件あたり 200 万円を上限とし継続は認めない。

## (書 式)

第 7 条 申請書については、別途定める所定の様式とする。

## (審査方法)

第 8 条 審査方法については別途定める。

## (研究費の使用)

第 9 条 研究費の使用に際しては本学「研究費使用ガイドライン」を遵守する。なお、経費支出は当該年度分のみ可能とする。使用できる科目は、原則として申請書に記載されているものとする。ただし、研究計画に大幅に変更が生じた場合はその限りではない。

## (期 間)

第 10 条 研究期間は申請年度の翌年 9 月末日までとする。ただし、会計伝票の提出期限は申請年度翌年の 8 月末日までとする。

## (報告義務)

第 11 条 翌年度に学長あてに研究成果に関する報告書を提出する。また、外部競争的研究資金の獲得状況に関する調査に協力するものとする。

## (英文表記)

第 12 条 研究発表の際の謝辞は「東京慈恵会医科大学萌芽的共同研究推進費」とする。英文表記は、「This research was supported by The Jikei University Research Fund」とする。

## (事 務)

第 13 条 主管課は、大学院委員会を主管とする学事課とし、業務支援担当は研究支援課とする。研究経費の管理については研究支援課にて行うものとする。

## (改 廃)

第 14 条 本規程の改廃は大学院委員会の議を経るものとする。

附則 本規程は平成 30 年 4 月 1 日より適用する。